○富士市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和２年３月31日

告示第51号

（趣旨）

第１条　この要綱は、若者が婚姻又は宣誓に伴い新生活を開始する際の経済的負担を軽減するため、婚姻又は宣誓を機に新たに住宅を取得し、改修し、又は賃借した者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔令和４年告示56号・５年115号〕）

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　夫婦等　次のいずれかに該当するものをいう。

ア　第６条の規定による申請の日の属する年度の前年度の１月１日（以下「基準日」という。）以後に婚姻届を提出し、受理された夫婦

イ　基準日以後に富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱（令和３年富士市告示第18号）第２条の宣誓又は静岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第２条の宣誓をし、これらの規定によりパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた宣誓者

ウ　ア又はイに掲げるものの一方が前年度に次条第１号に掲げる者に対する補助金の交付を受けたもの

（２）　同居　婚姻又は宣誓を機に夫婦等が、夫婦等のいずれか又は夫婦等の共同名義で新たに市内の住宅を取得し、改修し、又は賃借し同居することをいう。

（一部改正〔令和４年告示56号・５年53号・115号・６年51号〕）

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　同居を始めた前条第１号アの夫婦等の一方であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア　夫婦等の前年の所得の合計額（同年中に当該夫婦等に係る奨学金の返済額がある場合は、当該額を控除した額）が500万円未満であること。

イ　婚姻日又は宣誓日（以下「婚姻日等」という。）における夫婦等のいずれかの年齢

が39歳以下であること。

ウ　申請時において夫婦等のいずれかの住民票に記録がされている住所が申請に係る住宅の住所であること。

エ　夫婦等がいずれも補助金の交付を受けた日から１年を超えて市内に定住する意思があること。

オ　申請時において夫婦等がいずれも市町村民税等を滞納していないこと。

カ　夫婦等がいずれも過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

キ　夫婦等が他の同種の補助を受けていないこと。

（２）　前号の要件に該当して補助金の交付を前年度に受けた者（別に定める交付対象者と認められた者を含む。）のうち、その受給額が第５条第１項に定められた額（以下「限度額」という。）に達しなかったものであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア　申請時において夫婦等（前条第１号イの夫婦等に限る。以下この号において同じ。）のいずれかの住民票に記録がされている住所が申請に係る住宅の住所であること。

イ　夫婦等がいずれも補助金の交付を受けた日から１年を超えて市内に定住する意思があること。

ウ　申請時において夫婦等がいずれも市町村民税等を滞納していないこと。

（全部改正〔令和５年告示53号〕、一部改正〔令和５年告示115号〕）

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、同居をするための費用で、次に掲げるもののうち申請日の属する年度の初日から申請時までに支払ったものとする。

（１）　新たに住宅を取得した費用（婚姻日等より前に取得した住宅にあっては、婚姻日等前１年以内に取得したものに限る。）

（２）　住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の費用（倉庫及び車庫に係る工事、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事並びにエアコン、洗濯機その他家電の購入及び設置に係る工事の費用を除く。）のうち、工事事業者に支払った費用（婚姻日等より前に実施した工事にあっては、婚姻日等前１年以内に実施した工事費に限る。）

（３）　夫婦等が同居を始めた月分からの賃料（共益費を含み、駐車場代を除く。）、敷金、礼金及び仲介手数料

（4） 当該住宅に引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用

（全部改正〔令和４年告示56号〕、一部改正〔令和５年告示53号・115号〕）

（補助金の額）

第５条　第３条第１号に掲げる者に対する補助金の額は、補助対象経費に相当する額（住宅の取得又は賃借に当たり、勤務先からの住宅手当が支給されている場合にあっては、これを控除した額。以下同じ。）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

（1） 婚姻日等における夫婦等の年齢がいずれも39歳以下で、夫婦等の双方が基準日前から市内に在住していた世帯　35万円

（2） 婚姻日等における夫婦等の年齢がいずれも39歳以下で、夫婦等の一方又は双方が基準日以後に市外から転入した世帯　50万円

（3） 前２号の規定に関わらず、婚姻日等における夫婦等の年齢がいずれも29歳以下の世帯　60万円

（4） 婚姻日等における夫婦等のいずれかの年齢が39歳以下の世帯　20万円

２　第３条第２号に掲げる者に対する補助金の額は、補助対象経費に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、前年度に交付を受けた額を控除した額が当該補助対象経費の額以下のときは、当該控除した額を補助金の額とする。

（1） 婚姻日等における夫婦等の年齢がいずれも39歳以下で、夫婦等の双方が基準日前から市内に在住していた世帯　35万円

（2） 婚姻日等における夫婦等の年齢がいずれも39歳以下で、夫婦等の一方又は双方が基準日以後に市外から転入した世帯　50万円

（3） 前２号の規定にかかわらず、婚姻日等における夫婦等の年齢がいずれも29歳以下の世帯　60万円

（4） 婚姻日等における夫婦等のいずれかの年齢が39歳以下の世帯　20万円

３　前２項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（一部改正〔令和３年告示35号・５年53号・115号〕）

（交付の申請）

第６条　第３条第１号に掲げる者で補助金の交付の申請をしようとするものは、富士市結婚新生活支援補助金交付申請書（第１号様式）に、同条第２号に掲げる者で補助金の交付の

申請をしようとするものは、富士市結婚新生活支援補助金交付申請書（第１号様式の２）に、次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、前条第２項に規定する補助金の申請をする場合にあっては、当該書類の一部の添付を省略することができる。

（１） 婚姻届受理証明書若しくは婚姻後の戸籍謄本又はパートナーシップ宣誓書受領証の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領カードの写し

（２） 夫婦等の双方の所得に係る所得課税証明書及び市町村民税等の完納証明書

（３） 住宅を取得した場合にあっては、住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書の写し

（４） 住宅を改修した場合にあっては、工事契約書、請書又は見積書の写し及び領収書の写し

（５） 住宅を賃借した場合にあっては、住宅の賃貸借契約書の写し並びに夫婦等が同居を始めた月から同月の属する年度の末月分までの賃料等の支払額が確認できる書類の写し

（６） 引越しをするために要した費用に係る補助金の交付を申請する場合にあっては、引越しに係る領収書の写し

（７） 奨学金を返済している場合にあっては、前年中における返済額が確認できる書類

（８） 夫婦等の双方の住宅手当支給証明書（第２号様式）（給与所得者である場合に限る。）

（９） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一部改正〔令和３年告示35号・４年56号・５年53号・115号〕）

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、補助金の交付を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査に際し必要があると認めるときは、申請者の同意を得て申請の内容について確認することができる。

３　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、富士市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔令和３年告示35号〕）

（交付決定の取消し）

第８条　市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき、又は補助金の交付を受けた日から１年以内に市外に転出したときは、補助金の交付の決定を取

り消すことができる。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日告示第35号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月30日告示第56号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日告示第53号）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に改正前の第３条の要件に該当して補助金の交付を受けた者については、この要綱による改正後の第３条第１号の要件に該当して補助金の交付を受けた者とみなし、改正後の富士市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定を適用する。

附　則（令和５年６月22日告示第115号）

この要綱は、公示の日から施行し、改正後の富士市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和５年３月１日以後に婚姻届を提出し、受理された夫婦又は宣誓をし、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードの交付を受けた宣誓者について適用する。

附　則（令和６年３月29日告示第51号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

（表）

富士市結婚新生活支援補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

富士市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="10">補助対象者等</td><td rowspan="3">申請者</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>年齢</td><td>歳</td></tr>
<tr><td colspan="2">市内に居住を開始した日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配偶者又はパートナーシップにある者</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">生年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>年齢</td><td>歳</td></tr>
<tr><td colspan="2">市内に居住を開始した日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>婚姻日等</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>同居開始日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年中の貸与型奨学金の返済額</td><td colspan="2">有　・　無</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="14">補助対象経費</td><td rowspan="2">住宅取得費</td><td colspan="2">契約額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">領収書記載額（A）</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改修費用</td><td colspan="2">契約額</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">領収書記載額（B）</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="7">賃料等</td><td rowspan="2">賃料</td><td>同居を始めた月</td><td>年　　月</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>同居を始めた月の翌月以降の支払額</td><td colspan="2">円
（　　年　　月～　　年　　月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷金</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">礼金</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">仲介手数料</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">賃料等計（C）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">引越しに要した費用（D）</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">勤務先からの住宅手当その他これに類する金額（E）</td><td>有　・　無</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="3">補助申請額
(A)+(B)+(C)+(D)−(E)　※千円未満切捨て</td><td colspan="3">円
左記の計算をして得た額が第５条第１項各号に規定する限度額を超える場合は、当該限度額とする。</td></tr>
</table>

（注）　市内に居住を開始した日の欄は、基準日以後に市内に転入した者のみ記入すること。

（裏）

申請者	□　補助金の交付を受けた日から１年を超えて市内に定住する意思があります。 □　過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。 □　住宅の取得等に当たり、他の同種の補助を受けていません。 □　現在無職です。 □　必要に応じて市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）
配偶者又はパートナーシップにある者	□　補助金の交付を受けた日から１年を超えて市内に定住する意思があります。 □　過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていません。 □　住宅の取得等に当たり、他の同種の補助を受けていません。 □　必要に応じて市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

（注）　該当する項目の□に✓を付してください。

第１号様式の２（第６条関係）

（表）

富士市結婚新生活支援補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所

申請者　氏　　名

電話番号

富士市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助対象者	申請者	氏名			
		生年月日	年　月　日	年齢	歳
	配偶者又はパートナーシップにある者	氏名			
		生年月日	年　月　日	年齢	歳
	婚姻日等	年　月　日	同居開始日	年　月　日	
補助対象経費	住宅取得費	契約額	円		
		領収書記載額（A）	円		
	改修費用	契約額	円		
		領収書記載額（B）	円		
	賃料等	賃料	円 （　年　月～　年　月）		
		敷金	円		
		礼金	円		
		仲介手数料	円		
		賃料等計（C）			
	引越しに要した費用（D）		円		
勤務先からの住宅手当その他これに類する金額（E）			有　・　無	円	
前年度	交付決定日又は交付対象者として認められた日		年　月　日		
	第５条第２項各号に規定する限度額(F)		円		
	前年度交付決定額(G)		円		
補助申請額 (A)+(B)+(C)+(D)-(E)又は(F)-(G)のうち、いずれか少ない方の額			円 ※千円未満切捨て		

（裏）

申請者	□　補助金の交付を受けた日から１年を超えて市内に定住する意思があります。 □　必要に応じて市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）
配偶者又はパートナーシップにある者	□　補助金の交付を受けた日から１年を超えて市内に定住する意思があります。 □　必要に応じて市長が住民基本台帳その他公簿等の調査を行うことについて同意します。 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ （氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

（注）　該当する項目の□に✓を付してください。

第２号様式（第６条関係）

住宅手当支給証明書

年　　月　　日

（宛先）　富士市長

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）
電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

１　対象者

住　所	
氏　名	

２　住宅手当支給状況（⑴又は⑵のいずれかに○印をつけてください。）

⑴支給している（　　年　　月分から　　月額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円）

⑵支給していない

注意事項

１　住宅手当とは、従業員の住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。

２　住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。

第3号様式（第７条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

富士市長　　㊞

富士市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった富士市結婚新生活支援補助金の交付については、次のとおり決定したので、通知します。

１　交付決定額　　円

２　交付の条件

第１号様式（第６条関係）

（一部改正〔令和３年告示35号・４年56号・５年53号・115号〕）

第１号様式の２（第６条関係）

（追加〔令和５年告示53号〕）

（一部改正〔令和６年告示51号〕）

第２号様式（第６条関係）

（追加〔令和３年告示35号〕）

第３号様式（第７条関係）

（一部改正〔令和３年告示35号〕）